

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成16年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員に差引税額がない場合を除く。）について、平成17年10月31日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成15年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

2 用語の説明（平成16年分）

(1) 相続時精算課税適用財産価額

相続時精算課税適用者に特定贈与者である被相続人から相続税精算課税に係る贈与によって取得した財産がある場合、相続税の課税価格に加算されるその贈与された財産の価額をいう。

(2) 暦年課税分贈与財産価額

相続人に相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合、相続税の課税価格に加算されるその贈与された財産の価額をいう。

(3) 2割加算額

相続人の中に被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者等一定の者がいる場合、その相続人の相続税額に加算されるその相続税額の20%に相当する金額をいう。

(4) 納税猶予

相続人が農地等を相続して継続して農業を営む場合には、相続税額から農業投資価格に基づき計算された相続税額を差引いた残額が、20年間納付を猶予される。

3 相続税の税率等（平成16年分）

法定相続分に 応ずる取得金額	1,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	1億円以下	3億円以下	3億円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	50%
控除額	—	50万円	200万円	700万円	1,700万円	4,700万円

（使用方法）法定相続分に応ずる取得金額×税率－控除額＝相続税の総額の基となる税額

4 相続税の主な諸控除

(1) 遺産に係る基礎控除

5,000万円と、1,000万円に法定相続人数を乗じて算出した金額との合計額が控除される。

(2) 税額控除

イ 暦年課税分贈与税額控除

暦年課税分贈与財産価額がある場合、その贈与を受けた財産に対し課税された贈与税の税額に相当する金額が相続税額から控除される。

ロ 配偶者の税額軽減

配偶者の租税負担を軽減するためのもので、課税価格の合計額の配偶者の法定相続分相当額（その金額より1億6,000万円の方が大きい場合は1億6,000万円）と配偶者の課税価格（実際取得額）とのうち、いずれか少ない金額に対応する税額が、配偶者の相続税額から控除される。

ただし、この軽減の対象となる財産には、相続税の納税義務者により仮装又は隠ぺいされていた財産は含まれない。

ハ 未成年者控除

未成年者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が満20歳未満の法定相続人である場合に、その相続人が満20歳になるまでの年数1年につき6万円の割で計算した金額が相続税額から控除される。

ニ 障害者控除

障害者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が障害者でかつ法定相続人である場合に、その相続人が満70歳になるまでの年数1年につき6万円(特別障害者の場合には12万円)の割で計算した金額が相続税額から控除される。

ホ 相次相続控除

被相続人が、今回の相続開始前10年以内に開始した相続により相続税を納付している場合に、前回算出された相続税額に一定の割合を乗じて算出された金額が相続税額から控除される。

(3) 相続時精算課税分贈与税額控除

相続時精算課税適用財産がある場合、その贈与を受けた財産に対し課税された贈与税の税額に相当する金額が相続税額から控除される。

5 統計表の収録一覧

統 計 表	分 類 方 法	調 査 項 目							調 査 方 法
		相 続 人 の 数	法 定 相 続 人	被 相 続 人 の 数	取 得 財 産 価 額	課 税 価 格	相 続 税 額	税 額 控 除 額	
5-1 課税状況									全数調査
(1) 本年分の課税状況	本 年 分	○			○	○	○	○	
(2) 加算税	本・過年分別	○						○	
(3) 申告及び処理の状況	〃	○		○		○		○	
(4) 税務署別申告及び処理の状況	本 年 分	○		○		○		○	
5-2 課税価格の階級別状況									
(1) 人員、課税価格及び税額	課税価格階級別		○	○		○		○	
(2) 法定相続人員別被相続人の数	法定相続人別			○					
5-3 相続財産の種類別状況									
被相続人の数及び取得財産価額	財産の種類別			○	○	○			
5-4 累年比較									
(1) 課税状況の累年比較		○		○		○	○	○	
(2) 階級別被相続人の数の累年比較	課税価格階級別			○					
(3) 人員及び財産価額の累年比較				○					